

くらしき

農業委員会だより

平成 29 年
(2017)

29

表紙の写真について



倉敷市連島地区を中心に高梁川支流の廃川地跡の砂地で栽培されている「連島ごぼう」の畑です。この度、地理的表示保護制度（G I 保護制度）に登録されました。これは岡山下初！ごぼうとしては全国初の快挙です！ミネラルが含まれ、水はけの良い土壌と生産者の努力が相まって、他にはない、肌が白くアクが少ないごぼうが作られています。

地理的表示保護制度（G I 保護制度）とは、品質の特性が地域と結びついている産品について、その名称を国が知的財産として保護する制度です。G I マークは、地理的表示保護制度に登録された産品の目印です。



◆◆◆ 主な内容 ◆◆◆

新しい農業委員会の制度について

農業委員会の新体制について、農業委員会の仕事

2 - 3

農地法アラカルト

農地転用、遊休農地対策 など

4 - 5

農業委員活動紹介

先進地視察研修報告、農地相談 など

6

農政・農業振興

ジャンボタニシ、青色申告

7

賃借料情報

賃借料情報 など

8

新しい農業委員会の制度について！

新体制への移行は平成29年4月22日です！

農業委員会等に関する法律が改正され平成28年4月1日に施行されました。

これにより、本年4月21日に任期満了を迎える農業委員の定数が変更され、新たに農地利用最適化推進委員が設置されます。農業委員は選挙により選ばれていましたが、今後は市議会の同意を得て市長が任命します。また、農地利用最適化推進委員は農業委員会が委嘱します。

農業委員

▶▶定数

地区名	人数
市内全域	24

▶▶主な仕事

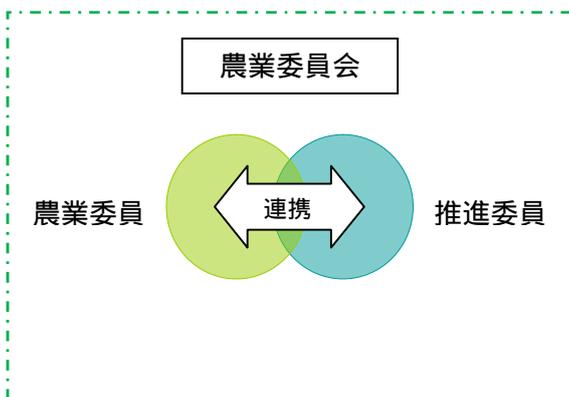
農地の貸借、売買の許可、決定等及び農地転用許可への意見
違反転用への対応
農地利用最適化推進指針等を作成

▶▶任期

平成29年4月22日から
平成32年4月21日まで(3年)

▶▶身分

特別職の地方公務員(非常勤)



農地利用最適化推進委員

▶▶定数

地区名	人数
倉敷東	5
庄	4
茶屋町	2
倉敷西	6
玉島	12
船穂	3
真備	8
水島	4
児島	4
合計	48

▶▶主な仕事

担当地区での農地利用の最適化のための実践活動
総会等に参加し、農地利用の最適化推進に関する意見を述べる
農地利用最適化推進指針の作成に参画

▶▶任期

平成29年4月から
平成32年4月21日まで(3年)

▶▶身分

特別職の地方公務員(非常勤)

農業委員会はこんな仕事をしています

農業委員会って何ですか？どんな仕事をしているのですか？ご存じない方、馴染みのない方がたくさんいらっしゃると思います。そんな素朴な疑問にお答えして農業委員会についてご紹介します。

1 優良農地の確保と有効利用

農地法に基づく許可（農地の売買，貸借，農地転用）
遊休農地所有者に対する意向確認（利用意向調査）
農地台帳による情報の一元管理（台帳の公表）

農地の利用調整・
あっせんを行います。

2 認定農業者等担い手への農地利用の 集積，集約化，遊休農地の発生防止・ 解消，新規参入の促進

後継者問題，農地の売買・貸借，
税金，資金運用，税金対策
簿記の記帳・青色申告のすすめ

3 農業経営の合理化に向けた 地域の世話役活動

4 農業一般に関する調査・情報提供

全国農業新聞，全国農業図書の普及
農業委員会だより発行

5 農地等の利用の最適化を 進めるための関係行政機関等への 意見の提出

認定農業者や集落営農組織と
農業委員会との意見交換会

意見のくみ上げ

行政への意見の提出

農業者年金に加入しませんか!?

60歳未満の国民年金第1号被保険者（国民年金納付免除者を除く）であって年間60日以上農作業に従事している方なら加入できます。
詳しい事は折込チラシをご覧ください。

6 農業者年金の加入推進

全国農業新聞は経営とくらしに役立つ農業総合専門紙として高い評価を受けています。
全国の農業情報が満載ですので、是非ご購読を！
毎週金曜日発行 B3版 8～10頁建
購読料：月額700円（税込・送料込）

お申し込み
お近くの農業委員または農業委員会事務局へ

全国農業
新聞



農地法アラカルト

ご注意
ください!



農地転用許可申請の資金計画に係る添付書類について

市街化調整区域内農地を転用する場合は農地転用許可申請が必要です。
この申請に係る添付書類で、農地法施行規則（昭和27年農林省令第79号。以下「施行規則」という。）第30条第4号により規定された許可申請に記載する転用の目的に係る事業の「資金計画に基づいて事業を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面」について、これまでは一定の金額以下の場合には資金残高証明や金融機関からの融資証明等の書面を求めていませんでした。

しかし、平成29年3月23日以降の農地転用許可申請に際しては、費用の多寡にかかわらず「資金計画に基づいて事業を実施するために必要な資力及び信用があることを証する書面」の添付を求めるよう改めることといたしましたので、手続きの際にはご留意いただきますようお願いいたします。

ストップ！ 遊休農地

平成29年度から遊休農地への課税強化が始まります

農業委員会では毎年1回市内の農地の利用状況を調査し、遊休農地の発生・解消に取り組んでいます。

この調査において「遊休農地」及び「遊休化のおそれのある農地」と判断された場合には、その所有者等を対象に「利用意向調査」を行います。

利用意向調査が届いた方は必ず回答をお願いします。お返事をいただけない場合は固定資産税が高くなる場合がありますので、ご注意ください。

Q. 遊休農地をしていると税金が高くなるの？

A. 農業委員会が農地中間管理機構と協議するよう勧告した遊休農地は固定資産税が上がります。

Q. すべての遊休農地に「勧告」が行われるのですか？

A. 「勧告」が行われるのは、農業振興地域内にある遊休農地であって所有者が農地中間管理機構等への貸付意向を示さず、自ら耕作もしないで遊休農地のまま放置している場合に限られます。また、次のものは勧告対象とはなりません。

農地中間管理機構へ貸付の意向が示された農地

その土地が森林の状態になるなど農業委員会が「農地として再生不可能（非農地）」と判断したもの

Q. 固定資産税の課税強化が行われ、実際に税額が高くなるのはいつですか？

A. 課税強化は平成29年度から実施します。固定資産税の賦課期日は1月1日ですので、平成29年1月1日時点ですでに勧告を受けた遊休農地は平成29年度から固定資産税が高くなります。翌年以降は1月1日現在で勧告を受けている遊休農地はその年の徴収から固定資産税が引き上げられます。

Q. 固定資産税が1.8倍になる考え方は？

A. 通常の農地の評価額は農地売買の特殊性を考慮し、売買価格に55%を掛けたものです。

勧告対象となった遊休農地は耕作されていないため、特殊性を考慮する必要がないことから、売買価格そのものを評価額とします。

耕作目的で農地を取得する場合の面積要件の一部を変更しました！

農地を耕作目的で売買・貸借等する場合は、農地法の規定により農業委員会の許可が必要です。平成28年8月10日から許可を受ける要件の一つである下限面積を一部の区域で変更しました。

■ **下線の区域**について、10アール引き下げました。



区 域	下限面積
羽島，二日市，加須山，倉敷ハイツ，有城，亀山，帯高，五日市，中帯江，西田，早高，高須賀，黒石，八軒屋，粒浦，東粒浦，粒江，粒江団地，茶屋町，茶屋町早沖	50アール
西坂，浅原，生坂，三田，浜ノ茶屋， <u>藤戸町天城</u> ， <u>天城台1丁目</u> ， <u>天城台2丁目</u> ， <u>天城台3丁目</u> ， <u>天城台4丁目</u> ， <u>藤戸町藤戸</u> ，上東，下庄，栗坂，松島，二子，山地，西尾，日畑，矢部，庄新町，真備町川辺，真備町岡田，真備町辻田，真備町市場，真備町有井， <u>真備町上二万</u> ， <u>真備町下二万</u> ，真備町箭田，真備町尾崎，真備町妹， <u>真備町服部</u>	40アール
阿知1丁目～阿知3丁目，鶴形1丁目～2丁目，本町，東町，船倉町，川西町，稻荷町，南町，中央1丁目～2丁目，向山，新田，八王寺町，大内，川入，日吉町，石見町，寿町，北浜町，日ノ出町1丁目～2丁目，浜ノ茶屋1丁目～2丁目，浜町1丁目～2丁目，昭和1丁目～2丁目，幸町，美和1丁目～2丁目，大島，福島，平田，白楽町，老松町1丁目～5丁目，田ノ上，田ノ上新町，沖，沖新町，堀南，西中新田，笹沖，吉岡，浦田，福井，東富井，西富井，上富井，四十瀬，安江，酒津，水江，中島，西岡，祐安，宮前，青江，中庄，中庄団地，黒崎，鳥羽，徳芳，福田町浦田，福田町福田，福田町古新田，福田町南畝，南畝1丁目～7丁目，福田町松江，松江1丁目～4丁目，福田町東塚，東塚1丁目～7丁目，福田町広江，広江1丁目～8丁目，呼松町，呼松1丁目～3丁目，潮通1丁目～3丁目，水島相生町，水島東寿町，水島西寿町，水島東弥生町，水島西弥生町，水島東栄町，水島西栄町，水島東常盤町，水島西常盤町，水島東千鳥町，水島西千鳥町，水島福崎町，水島海岸通1丁目～5丁目，北畝1丁目～7丁目，中畝1丁目～10丁目，連島町連島，連島1丁目～5丁目，連島中央1丁目～5丁目，連島町矢柄，連島町亀島新田，亀島1丁目～2丁目，連島町西之浦，連島町鶴新田，鶴の浦1丁目～3丁目，水島南亀島町，水島北亀島町，水島明神町，神田1丁目～4丁目，水島高砂町，水島青葉町，水島南幸町，水島北幸町，水島南春日町，水島北春日町，水島南緑町，水島北緑町，水島東川町，水島南瑞穂町，水島北瑞穂町，水島西通1丁目～2丁目，水島中通1丁目～4丁目，水島川崎通1丁目，林，木見，串田，尾原，曾原，福江，玉島上成，玉島，玉島1丁目～3丁目，玉島乙島，玉島阿賀崎，玉島阿賀崎1丁目～5丁目，玉島中央町1丁目～3丁目，玉島柏島，玉島柏台1丁目～5丁目，玉島勇崎，玉島爪崎，新倉敷駅前1丁目～5丁目，玉島長尾，玉島八島，玉島道越，玉島富，玉島道口， <u>玉島陶</u> ， <u>玉島服部</u> ，船穂町船穂，船穂町水江，船穂町柳井原	30アール
西阿知町，西阿知町西原，西阿知町新田，片島町，児島小川町，児島小川1丁目～10丁目，児島柳田町，児島稗田町，児島上の町，児島上の町1丁目～4丁目，児島下の町，児島下の町1丁目～10丁目，児島田の口，児島田の口1丁目～7丁目，児島唐琴町，児島唐琴1丁目～4丁目，児島由加，児島白尾，児島味野1丁目～6丁目，児島駅前1丁目～4丁目，児島味野城1丁目～2丁目，児島味野上1丁目～2丁目，児島味野山田町，児島味野，児島味野城山，児島赤崎，児島赤崎1丁目～4丁目，児島阿津1丁目～3丁目，児島元浜町，菰池，菰池1丁目～3丁目，下津井，下津井1丁目～5丁目，下津井吹上，下津井吹上1丁目～2丁目，下津井田之浦，下津井田之浦1丁目～2丁目，大畠，大畠1丁目～2丁目，児島通生，児島塩生，児島宇野津，玉島黒崎，玉島黒崎新町	20アール



農業委員活動紹介



農業者の代表として農地を守り、有効利用するため広範な役割を担っている農業委員の
日頃の活動をご紹介します。

先進地視察研修報告

平成28年11月17日(木)から18日(金)にかけて、兵庫県加古川市及び真庭市への視察研修を行いました。

一日目は加古川市農業委員会を訪問し、同市の農業委員会活動や農村(地域)の活性化、田園まちづくり制度について説明を受けました。

加古川市では町内会を中心とした「まちづくり協議会」を組織し、地域の魅力を生かすとともに問題点の改善の方針や将来計画の内容を示す田園まちづくり計画を策定し、この計画に基づき地域住民が主体となってまちづくりを推進していく制度が創設されていました。

また、農業委員会の活動状況・体制については大変興味深く、当市でも参考にできるのではないかと考えています。

二日目は、夢さき夢のさと農業体験施設「夢やかた」を視察しました。

また、農林水産省が推奨している新しい農業形態(第6次産業化)を行っている真庭市の「トマトファーム1・2・3」を視察しました。トマト

をはじめ、野菜、果物、米等を安心安全な食材の生産を行い、農産物の付加価値を高めて、より美味しい商品として直売を行っていました。



第6次産業とは、農業本来の第一次産業だけでなく、他の第二次・第三次産業を取り込むことから、第一次産業の1と第二次産業の2、第三次産業の3を足し算すると「6」になることをもじった造語

出前 相談

農業委員会では農地相談を行っています。

農地の転用や権利関係など、農地に関する事でしたらどんな事でも結構です。お気軽にご相談ください。

3月は出前相談を実施しています。お近くの相談会場へお越しください。

地元の農業委員がご相談に応じます。

予約は不要ですので、お気軽にご来場ください。

下記日程以外でも事務局職員が随時相談に応じます。

11月27日(日)第49回倉敷農業まつりが開催されました。毎年、農業委員会では「農地相談コーナー」を設けて来場者の相談に応じています。

地区	日時	場所
倉敷	3月10日(金) 9:30~14:30	市役所 701会議室
船穂	3月13日(月) 9:30~14:30	船穂支所 1階相談室
庄	3月14日(火) 9:30~14:30	庄支所 1階会議室
茶屋町	3月15日(水) 9:30~14:30	茶屋町支所 1階会議室

田畑での野焼きについて

田畑で発生する農作物の茎や枯れ葉、ワラ等を焼却するための「野焼き」は農作業の一環として例外的に認められていますが、野焼きをする際には次の点にご留意ください。

風向きや強さによって、行う時間帯を考慮し住宅等に煙がかからないようにしましょう。
よく乾燥させてから焼却し、煙の量を減らす工夫をしましょう。
ご近所に一声かけましょう。

互いに譲り合って、住みよいまちにしていきましょう!



町の本屋さんでは売っていません!!

農地や農業経営、農政などに関する実務書や解説書、リーフレットをはじめ、農業を始めたい人、農業や食に関心を持つ人のための書籍などを取り揃えております。

全国農業図書のホームページ
<http://www.nca.or.jp/tosho/>



青色申告とは

「正規の簿記」と「簡易な方式」があります。

- ・ 正規の簿記は、複式簿記です。
- ・ 簡易な方式は、白色申告にはない現金出納帳等を整備する必要があります。

～青色申告の主なメリット～

○ 青色申告特別控除

「正規の簿記」の場合は65万円を、「簡易な方式」の場合は10万円を所得から控除可能です。

○ 損失の繰越しと繰戻し

損失額を翌年以後3年間（法人は9年間）にわたって繰り越して、各年分の所得から控除可能です。
また、繰越しに代えて、損失額を前年に繰り戻して、前年分の所得税の還付を受けることも可能です。

帳簿を付けることで、自らの経営状況をつかみやすくなるとともに、金融機関からの信用を得やすいといった経営上のメリットも出てきます。

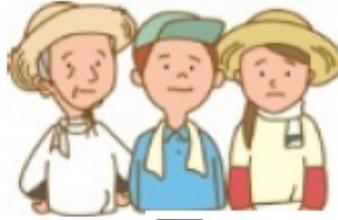
ジャンボタニシ（スクミリンゴガイ）の防除は冬場の耕運作業から

ジャンボタニシは、稲刈り後、一部の貝が水路や土中で越冬し、5月～6月に入水すると再び活動を始め、田植え直後の稲の苗を食べてしまいます。昨年は暖冬により、ジャンボタニシが多く越冬し、また田植え時期の6月の降水量が多く深水となったため、例年以上に多くの被害が見られました。ジャンボタニシは寒さに弱く、マイナス3℃では、3日でほとんどが死滅します。冬場に1～2回耕運し、寒さにさらすことで、水田内で越冬する成貝を減らしましょう。耕運によって貝を壊すことも期待できます。通常の荒起こし作業より車速を遅くし、ローターの回転を上げて浅く高速で耕すと効果的です。

問い合わせ先

本庁農林水産課 426 3425

青色申告を始めるには、まず何をすればいいの？



新たに青色申告を始めるためには、個人の場合、平成29年3月15日までに、最寄りの税務署に「青色申告承認申請書」を提出する必要があります。この申請を行えば、平成29年分の所得から、青色申告を行うことができます。

申告時期
平成30年2～3月

青色申告は、自分の経営を客観的につかむための重要なツールです。青色申告には、税制上のメリットもありますので、早速、取り組んでみましょう。
なお、政府の農林水産業・地域の活力創造本部において、青色申告を行っている農業者を対象とした収入保険制度の導入が決定されました。

青色申告を始めましょう！

〈青色申告承認申請書様式〉

税務署交付印		1090	
所得税の青色申告承認申請書			
納税地 (〒 - -)	○住所地・○届出地・○事業所等 (該当するものを選択してください)		
年 月 日 提出	(TEL. - -)		
上記以外の住所等	納税地以外に住所等、事業所等がある場合は記載します。		
フリガナ	(TEL. - -)		
氏名	生年月日	○大正 ○昭和 ○平成 年 月 日生	
職業	マイナンバー	番号	
平成 年 月 日以後の所得税の申告は、青色申告書によりたいので申請します。			
1 事業所又は所得の基となる資産の名称及びその所在地 (事業所又は資産の異なるごとに記載します。)			
名称	所在地		
名称	所在地		
2 所得の種類 (該当する事項を選択してください。)			
○事業所得 ・ ○不動産所得 ・ ○山林所得			
3 いままで青色申告承認の取消しを受けたこと又は取りやめをしたことの有無			
(1) ○有 (○取消し・○取りやめ) 年 月 日 (2) ○無			
4 本年1月16日以後新たに業務を開始した場合、その開始した年月日 年 月 日			
5 相続による事業承継の有無			
(1) ○有 相続開始年月日 年 月 日 被相続人の氏名 (2) ○無			
6 その他参考事項			
(1) 簿記方式 (青色申告のための簿記の方法のうち、該当するものを選択してください。)			
○複式簿記・○簡易簿記・○その他 ()			
(2) 備付帳簿名 (青色申告のため備付ける帳簿名を選択してください。)			
○現金出納帳・○記帳帳・○買掛帳・○総費帳・○固定資産台帳・○預金出納帳・○手形記入帳 ○債権債務記入帳・○繰上定免帳・○仕訳帳・○入金伝票・○出金伝票・○振替伝票・○現金式簿記帳簿・○その他			
(3) その他			
預金口座	税務署番号	届出番号	A B C
(TEL. - -)	0		
	送付日付印の年月日	承認印	
	年 月 日		

賃借料情報〔平成28年〕

農業委員会では毎年賃借料情報の提供を行っています。

これは、昨年1年間に実際に締結された賃貸借契約の賃借料を集計して算出したものであり、戦前からの賃貸借は含まれていません。賃借料情報は話し合いの際の目安にさせていただくための資料であり賃借料の金額を強制するものではありません。

1 田（水稻）の部

締結（公告）された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
旧倉敷市	6,700	11,400	2,900	153
旧船穂町・旧真備町	6,300	10,000	3,600	18
（参考） 倉敷市平均	6,800			213

2 田（レンコン）の部

締結（公告）された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
倉敷市全域	45,500	60,000	20,000	43

3 畑（普通畑）の部

締結（公告）された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
倉敷市全域	8,000	8,000	8,000	6

4 畑（樹園地・ブドウ）の部

締結（公告）された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
倉敷市全域	14,200	30,800	8,000	11

5 畑（樹園地・モモ）の部

締結（公告）された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
倉敷市全域	11,300	12,000	8,000	9

6 畑（花卉）の部

締結（公告）された地域名	平均額	最高額	最低額	データ数
倉敷市全域	22,700	30,000	8,000	6

倉敷市農業委員会の
ホームページを
ご存知ですか？



倉敷市農業委員会のホームページでは農地法手続きに必要な書類をダウンロードしたり、農地法に関する様々な情報を掲載しています。

また、農業委員会だよりも掲載していますので検索してみてください。

倉敷市農業委員会

検索

クリック

編集後記

くらしき農業委員会だより 29が完成しました。

昨年熊本を襲った地震での甚大な被害に心を痛めました
が、一日も早い復興をお祈りしたいと思います。

そんななか、リオデジャネイロオリンピックではメダルラ
ッシュに沸き、日本中に元気をいただきました。

さて、農業委員会制度が大きく変わり4月には新農業委員
及び新農地利用最適化推進委員が皆さまの地域で活動します
のでよろしくをお願いします。

なお、本紙の印刷は就労継続支援 B 型施設ふなぐら荘にお
願いしました。

編集委員 岩知道榮司 岡本 登 諏訪愿一
中西純三 吉田幸夫